

令和8年度事業計画

我が国は、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少という構造的な課題に直面している。このため、生産性や付加価値を向上させ、物価上昇を上回る賃金の引上げを実現していくこと、及び女性や高齢者を含む国民一人ひとりが、その能力を十分に発揮し活躍できる環境を整備することが、我が国の活力維持・向上を図る上で大きな課題となっている。

また、サービス経済化の急速な進展、国際競争の激化、情報通信技術等の加速度的な発展などを背景に、労働者の働き方の個別化・多様化が進んでいる。

さらに、定年延長や継続雇用による職業人生の長期化、キャリアチェンジやリ・スキリング、DXやAIなどデジタル技術の急速な発展と新型コロナウイルス感染症を機にテレワーク等の場所にとらわれない働き方が広がりを見せている。

こうした変化の中、令和7年度には、労働安全衛生法の改正により、個人事業者等に対する安全衛生対策、ストレスチェック制度実施の全面義務化、高齢労働者の労働災害防止の推進や、労働施策総合推進法の改正によるカスタマーハラスメント対策の推進、均等法改正による求職者に対するセクハラ対策の推進などが打ち出され、労働基準法の大改正に向けた議論も進んでいる。

当連合会は昭和63年4月に当時の労働大臣の許可を受けて設立されて以降、行政と緊密に連携し我が国における労働時間の短縮という国民的課題の実現に中心的な役割を果たした実績がある。今後も引き続き、労働基準法等関係法令を普及し適正な労働条件を確保するため、現下の情勢を踏まえ、変化に適切に対応し、当連合会の本部・支部の全国的ネットワークを最大限活用して効果的・効率的な事業展開を図っていく必要がある。

令和8年度は、改めて公益社団法人としての当連合会の存在意義を示し、存立基盤を確かなものとするため、以下で示す各種の厚生労働省受託事業、公益目的事業、独自事業、収益事業及び共益目的事業について、創意工夫を凝らしつつ的確に実施していくこととする。

I 公益目的事業

1 公益目的事業1（教育・研修事業）

不特定多数を対象に労働基準法等関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能力向上を支援するためのセミナー、講習会等を開催する。

1) 個別労働紛争解決研修（基礎研修・応用研修）

※公益目的事業3の1) 事業の有償事業部分

「個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業」の一部として、企業内での個別労働紛争の発生を防ぐとともに、発生した紛争を早期に自主的にかつ円滑に解決できる人材を育成するため、有料の研修（基礎研修 13 回、応用研修 10 回）を、オンデマンド配信による学習を前置した対面方式あるいはライブ配信により開催する。

2) 外国人技能実習制度関係者養成講習

実習実施者を対象とする「技能実習責任者講習」「技能実習指導員講習」「生活指導員講習」は全都道府県で 1 回以上開催することとする。

なお、監理団体を対象とする「監理責任者等講習」は、令和 8 年度は、北海道・東北ブロックのみでの開催*とする。

また、オンライン講習は月 6 回を目途に開催する。

おって、「改正技能実習法（育成就労法）」（令和 6 年 6 月 21 日公布）によって、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が令和 9 年 4 月 1 日スタートすることとなった。

育成就労制度における監理支援機関の新規許可申請は令和 8 年 4 月 15 日、育成就労実施者の育成就労計画の認定申請は令和 8 年 9 月 1 日から施行日前申請の受付が開始され、いよいよ新制度がスタートすることになる。

育成就労制度では、現在受講が義務とされていない育成就労指導員及び生活相談員の受講が義務化される。現在、育成就労制度における養成講習の具体的内容は示されておらず、経過措置として、現行の技能実習制度における養成講習を受講すれば可となっている。

令和 8 年度は現在の技能実習制度に変更はないことから養成講習は従前どおり開講することとする。

* 監理責任者等講習は、少なくとも全国いずれかのブロックでの現地講習の開催が求められている。

3) 新任人事・労務・安全衛生担当者研修(仮称)

新任の人事労務・安全衛生管理担当者を対象とした基礎的かつ幅広い内容(労基・安衛・均等・育介・労働保険・社会保険・年金・税務など)の研修を自主事業として令和 8 年度に開催すべく、準備する。

2 公益目的事業2（情報提供事業）

労働基準法等労働関係法令を普及するとともに、個別労働紛争の発生を防ぐため、不特定かつ多数の者に、人事労務管理や安全衛生管理に有益な各種情報を提供する事業を実施する。

1）労働基準関係判例情報の提供

企業等の適正な人事労務管理に資するために、これまで集積してきた労働基準法関係判例(昭和 23～令和 6 年分の 7,683 件収録済)に令和 7 年分を追加収録するほか、閲覧者の利便性を高めるため、体系項目・ID 番号による検索に加え、全基連ホームページ判例サイト内検索からも検索できることを周知する。

2）メールマガジンの発行と希望者への配信

労働法や関係政省令の改正、審議会報告等労働行政の動き、労働基準監督署による送検事例ほか人事労務・安全衛生管理に役立つ情報を、メールマガジンとして不特定かつ多数の者に、月 2 回(15 日・月末メド)、無料で提供する。

なお、当連合会のホームページにメールマガジンの配信希望者を募集するお知らせを、引き続き掲載するとともにサンプルを表示する。

3 公益目的事業3（国等からの直接または間接受託事業）

不特定多数の者を対象に、勤労者福祉の向上を目的とする事業を国等から受託し、正会員協会の理解と協力を得ながら、次のとおり実施する。

1）個別労働紛争の防止・解決のための労働法制普及・啓発事業

（直接受託）

※公益目的事業1の1）事業の無償事業部分

労働組合員や人事労務担当者等が労働法制や判例等に関する基本的な知識を修得するための無料セミナー（「労働判例・政策セミナー」）を、ハイブリッド方式（対面＋ライブ配信＋オンデマンド配信）により開催（2回）する。

また、都道府県労働局の個別労働紛争解決制度担当職員の研鑽用資料として、基礎研修テキスト（第1編、第2編）及びレジュメを作成、配布するとともに、基礎研修のオンデマンド学習用に作成した動画（いずれも1の1)で作成したもの）を再構成し、提供する。

2）個人事業者等の安全衛生確保支援事業（直接受託）

労働者と同一場所で就業する個人事業者等による災害防止を目的

に、労働災害防止団体、特別加入団体等から構成される協議会を設置・運営し、混在作業による労働災害防止措置が義務付けられるすべての業種を対象に、混在作業場の管理者・注文者・個人事業者等に向けた改正安衛法令等の周知説明会（180回、受講者9,000人）の実施、講師・現場指導コーディネーター養成研修（600人程度）の実施、個人事業者が入場する現場の巡回指導（2,200現場）、個人事業者等が加入する団体の安全衛生活動支援等を行い、個人事業者等に係る安全衛生対策の推進を図る。

3) インターネット監視事業のコンサルティング（間接委託）

Web運用に長けた民間事業者が受託した「インターネット監視による労働条件に係る情報収集事業」の一部として、インターネット上の書き込みから長時間労働、過重労働などが疑われる事業場情報を検索・抽出し、絞り込んだ後にその信憑性、深刻度合、労働基準監督行政への情報提供としての適性などに関して、受託者との間の「検討の場」に情報を提供し、該当事業場を特定し委託元へ提供（毎月100件以上）する業務を円滑かつ効果的に進める。

4) 労働条件ポータルサイト事業のコンテンツ制作編集（間接受託）

Web運用に長けた民間事業者が受託した「労働条件ポータルサイト*『確かめよう 労働条件』の設置・運営による労働基準法等の情報発信事業」の一環として、サイト内コンテンツの総点検・改修等を、学識経験者から構成される検討委員会で検討し、検討結果をサイト内に反映させる。

* <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

5) 行政機関の保有する情報の公開等に係る審査請求事案処理支援（間接受託）

厚生労働省に対する情報公開等請求事案に係る審査請求の事務処理を支援するとともに、労働局労働基準部職員向けの情報公開等の事務処理に係るマニュアルを改訂することにより、斉一的かつ迅速・適正な事務処理を支援する。

6) 労働問題に関する調査研究の実施（民間団体からの直接受託）

種々の労働問題を調査研究する公益財団法人から受託する課題について研究会を開催して調査研究し、報告書を作成する業務*を昨年度に引続き実施する。

* <https://www.rodorc.or.jp/research5>

7) 医療機関等の労働関係制度の理解促進（民間団体からの直接受託）

労災診療援護等を実施する民間団体から受託し、労災関連情報の広報等を支援することにより、医療機関等における労働関係制度への理解を引き続き促進する。

8) その他の受託事業（国等からの直接あるいは間接受託）

今後、厚生労働省から公告された事業あるいは他団体から業務を委託したい旨の申し入れがあったもののうち、当連合会の設立目的・趣旨に適合し、本部・支部の事務処理能力等に相応しい事業には、適宜、応札するあるいは受託することとする。

II 収益事業

就業環境の整備、人事労務管理の改善に向けた企業の自主的な取組みを支援するため、また、当連合会の財務基盤を安定させるため、各種実務図書及び定期刊行物の出版・頒布並びにセミナー等の実施に努める。

1 広報・出版事業

各種セミナー及び研修用のテキストを含め実務解説図書・啓発用図書・窓口配布用解説パンフレット等は、社会的な関心の高まりなどそのニーズに応じて、労働基準関係分野に限定することなく、制作し発行する。なお、既刊図書*¹は、ニーズの強弱などを勘案しつつ、法改正などに対応させる必要性が高いものから、順次、改訂する。

*¹ <https://www.zenkiren.com/tosho/top.html>

また、集団的な労使関係雑誌として歴史と伝統がある中央労働時報等の定期刊行物*²は引き続き、安定的な編集・発行に努める。

*² <https://www.zenkiren.com/teiki-book/top.html>

2 セミナー等事業

労働基準法関係法令の普及、労務管理・安全衛生管理の知識の習得、能

力向上の支援のためのセミナー、講習会の開催のほか、安衛法に規定する特別教育等を実施する。

1) 日本法令水町ゼミ

従前より、「水町ゼミ」を開講してきた法人と提携し、労働関係の「旬な情報」を、「低価格」「いち早く」「分かり易く」「正しく」解説するセミナーを年12回開催することとし、全国的なネットワークを活かして視聴を勧奨する。

2) e-learning 事業（仮称）

三課長通達等*に即したeラーニングを登録教習機関である㈱BPCTと協業することにより実施する。

- * (1) 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和3年1月25日付け 都道府県労働局労働基準部健康安全主務課長あて厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長・労働衛生課長・化学物質対策課長通知）、
- (2) 「インターネット等を介したeラーニング等により行われる技能講習等の実施ガイドライン」等の周知について(令和3年9月1日付け/基安安発0901第3号/基安労発0901第4号/基安化発0901第1号/)

III 共益目的事業

相互扶助等の観点から正会員協会を対象に、次の事業を引き続き実施する。

1) 共済貸付事業

正会員協会の各種事業の円滑な推進に必要な資金（年度当初の立ち上げ資金など）を融通する事業として、当連合会の資金運用上可能な範囲内で引き続き実施する。

2) 共済損害補填事業

加入した正会員協会の事務所等が天災や火災、盗難等により被った損害の一部を金銭的に補填する事業(50万円/1口、加入口数上限10口、加入口数×5まで損失を補填)として引き続き運営する。

3) 正会員協会への情報提供事業

正会員協会の各種事業活動を円滑に推進するため、正会員専用ページの随時更新、メールマガジンの配信などにより、次の情報を提供する。

- (1) 各正会員協会の総会関係資料
- (2) 各正会員協会の動向に関する情報
- (3) 労働局単位で発注される事業に関する情報

(4) 労働行政等の動向など

IV その他

1) 賛助会員の入会勧奨

賛助会員サービスの向上に努めるとともに、正会員協会のご支援、ご協力をいただきつつ、新規賛助会員の入会勧奨及び既会員の退会防止に努める。

2) 経理関係事務指導の実施

支部事務局長全国会議のほか種々の機会を捉えて、区分経理の徹底等適正な経理処理のための事務指導に努める。

V 会議等

以上の事業を円滑に運営するため、各種会議を、別紙のとおり開催する。

なお、会議は、経費の節減、効率性、円滑な意思疎通を確保するとの観点から、オンラインを基本としつつもブロック会議の開催を含め、開催方式を適宜、的確に選択することとする。